

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍・除籍・改製原戸籍・再製原戸籍ファイル	
行政機関等の名称	倉敷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課、児島支所市民課、玉島支所市民課、水島支所市民課、庄支所市民係、茶屋町支所市民係、船穂支所市民税務係、真備支所市民課、駅前連絡所	
個人情報ファイルの利用目的	証明交付（戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍一部事項証明書、除籍全部事項証明書、除籍個人事項証明書、除籍一部事項証明書、改製原戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本）、親子関係の審査、戸籍届の審査	
記録項目	<p>法務省民事局民事第一課作成「戸籍情報システム標準仕様書」 主な項目は以下のとおり</p> <p>1 氏名、2 生年月日、3 本籍・筆頭者（戸主）、4 父母の氏名及び父母との続柄、5 養父母の氏名及び養父母との続柄、6 出生日、7 出生地、8 届出日、9 送付を受けた日、10 受理者、11 婚姻年月日、12 配偶者氏名、13 称する氏、14 新本籍、15 従前戸籍の表示、16 死亡日、17 死亡時分、18 死亡地・死亡場所、19 届出人資格、20 届出人、21 離婚日、22 親権者氏名、23 審判確定日、24 入籍日、25 除籍日、26 転籍日、27 氏の変更日、28 氏変更の事由、29 許可日、30 養子縁組日、31 養子離縁日、32 記録日、33 特記事項、34 編製年月日・改製記載年月日（改製記載の場合）・再製記載年月日（再製記載の場合）・改製消除年月日（改製消除の場合）、35 その他個人の身分事項に関する事項</p>	
記録範囲	本市に戸籍のある者又はあった者	
記録情報の収集方法	戸籍の届出、他市区町村からの届書の送付、在外公館からの届書の送付、家庭裁判所からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	倉敷市総務部法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市児島支所総務課 〒711-8565 倉敷市児島小川町3681番地3 倉敷市玉島支所総務課 〒713-8565 倉敷市玉島阿賀崎1丁目1番1号 倉敷市水島支所総務課 〒712-8565 倉敷市水島北幸町1番1号 倉敷市真備支所市民課 〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	各記録項目は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第113条、第114条の規定により戸籍の訂正を申請することができる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地		

行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	